商店街に賑わいを！

商店街活性化アクションプランを策定

商店街は日々の買物にとどまらず、地域住民の憩いの場や交流の場として定着し、集客や賑わいによるまちづくりの拠点にもなるなど、地域のさまざまな機能を持つ場所として親しまれ、住民の暮らしと地域の発展を支えてきました。

しかし、近年は人口の減少に加え、少子高齢化の進展、大型商業店舗の進出やコンビニエンスストアの普及などにより、消費行動が大きく変貌しており、商店街を取り巻く環境は全国的に厳しい状況におかれています。

本町も例外ではなく、顧客の減少に加え、個店経営者の高齢化や後継者不足による閉店、空き店舗の発生など、商店街振興を図るうえで大きな課題を抱えている状況にあります。

このことから、本町ではまちの最上位計画である「栗山町第6次総合計画」の重点プロジェクトとして、産業活性化対策を柱の一つに掲げ、賑わいにあふれ魅力ある商店街の創出に向け、各種施策を推進してきたところです。

商店街活性化アクションプランでは、これまでの取り組みを踏まえ、商業者や消費者ニーズにあった商業活性化の基本方針を明らかにするとともに、実効性のあるプランとして位置付け、新たな地域商業の再生に向けた効果を発揮させていくことを目的としています。

アクションプランの位置付け

商店街活性化アクションプランは、令和元年度から令和4年度までの4年間を計画期間とし、第6次総合計画の重点プロジェクトである「産業活性化対策」および、まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる「産業と雇用の場の創出」を、より具体的・戦略的に推進していくための指針として示したものであり、これに基づく具体的施策をアクションプランとして策定しています。

商店街活性化プロジェクト会議での検討

商店街活性化プロジェクト会議は、アクションプランに掲げる具体的施策を検討・実践していくため、町内の個店経営者および後継者、商店街組合、商工会議所、行政で構成し、商店街振興に向けた課題把握・共有、今後の目指す方向と具体的施策の検討を行いました。

計画の骨子・概要

基本理念として設定した「新たな挑戦・実行により、賑わいにあふれ魅力ある商店街を創出する！」の実現に向けて、5項目の基本目標（方針）を掲げています。具体的な実践活動の中から商店街が抱える課題解決に向けて取り組みを推進し、商店街に賑わいをもたらすとともに、地域経済の好循環サイクルを創ります。

	基本目標（方針）	基本施策	主な施策（アクションプラン）
1	新たな起業に向けた仕掛けづくり （空き店舗・空き地の解消）	■商店街の空き店舗・空き地を活用した起業の場の創出 ■商店街活性化を担うイノベーション人材の誘致	■町民シェフによる出店機会の創出 ■起業に向けた試験的出店機会の創出 ■空き店舗・空き地情報の配信
2	新たな集客を呼び起こす仕掛けづくり （集客活動の強化）	■地域資源や特性を活かした商店街イベントの開催 ■商店街の利便性や個店の魅力向上に繋がる環境構築	■幅広い地域資源を活用した商店街マルシェの開催 ■キャッシュレス化の導入と行政連携による栗夢カードの利用促進
3	地域コミュニティの拠点づくり （コミュニティ機能の強化）	■地域コミュニティの充実による賑わいづくりと活用機会の拡大	■商店街の核となる新たな「賑わい交流拠点施設」の設置（検討） ■栗夢プラザの活用機会の拡大
4	商店街の知名度づくり （地域ブランドの構築）	■地域の食・観光資源を活かした商店街ブランドの創出	■北海道日本ハムファイターズと連携した商店街の観光地づくり ■地元特産品を活用した商店街ご当地グルメの開発
5	実行・挑戦の基盤づくり （後継者・リーダーの育成）	■次代の商店街を担う後継者・リーダーの育成	■商店街アドバイザーなどを活用した繁盛店づくりセミナーの開催

●商店街活性化アクションプランの詳細は町ホームページに掲載しています。
http://www.town.kuriyama.hokkaido.jp/docs/2019060400017

【問い合わせ】
町ブランド推進課 まちなか賑わい推進室
中央３丁目６番地（くりやまクリエイターズマーケット内）
☎ 76-7787　FAX76-7782
E メール machinakanigiwai@town.kuriyama.hokkaido.jp

これからの商店街に望むもの

商店街基礎調査の結果

商店街活性化アクションプランの策定にあたり、個店経営者並びに空き店舗所有者、そして町民の皆さんを対象とした「商店街基礎調査（調査期間：平成30年12月）」を実施しました。

「個店実態調査」では各個店の経営実態や今後の意向、「空き店舗活用意向調査」では空き店舗の現状や今後の活用意向、「消費者購買実態調査」では、日常の買物動向などを全般的に把握させていただき、また商店街組織・行政に望む商店街活性化策についての意見・アイデアも多くいただきました。

これらの意見・アイデアは今後実施していくべき商店街活性化策の参考とさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

	配布数／回収数	回収率
個店実態調査	113 件／ 57 件	50.4%
空き店舗活用意向調査	37 件／ 18 件	48.6%
消費者購買実態調査	1,000 件／ 411 件	41.1%

商店街組織・行政に望む取り組み　※消費者購買実態調査より抜粋

順位	選択項目	獲得ポイント（比率）
第１位	現在の商店街に無い業種店舗の出店	775P（23.8%）
第２位	商店街の核になるような店舗の出店	758P（23.2%）
第３位	集客イベントの充実	398P（12.2%）
第４位	共同販売イベントの充実	257P（7.9%）
第５位	ポイントカード、共通商品券事業の充実	202P（6.2%）
第６位	商店街共同施設の整備・充実	185P（5.7%）
第７位	情報発信の充実	147P（4.5%）

回答件数：393 件　ポイント合計：3260P
※個人集計（1 ～ 3 位）にポイント（1 位：5P、2 位：3P、3 位：1P）を付与し順位を決定しています。

調査結果は報告書として集約し、町ホームページに掲載しています。
http://www.town.kuriyama.hokkaido.jp/docs/2019053100016/

くりやまいきいき応援
プレミアム商品券事業

PR キャラクター
「カクニャン」

本年 10 月の消費税率引き上げ（8%→ 10%) による低所得者・子育て世帯に与える影響を緩和し、地域における消費を喚起するため、国の補助金により町が実施します。

プレミアム商品券とは？

Q. だれが買えるの？

A. 町民で次のいずれかの条件に当てはまる方が購入できます。

①令和元年度の町民税が課税されていない方

※**購入するには事前申請が必要です。**対象となる可能性がある方には、７月中旬に申請書を送ります。

※町民税課税者と生計が同じ配偶者や扶養されている方、生活保護受給者などは除きます。

② 3 歳未満のお子さん（平成 28 年 4 月 2 日から令和元年 9 月 30 日までの間に生まれたお子さん）がいる世帯の世帯主の方

※**購入に事前申請は不要です。**令和元年 7 月 31 日までに生まれたお子さんのいる世帯には、9 月下旬に、8 月と 9 月に生まれたお子さんの世帯には、10 月下旬に購入引換券を送ります。

Q. どんな商品券なの？

A. 販売額が 1 冊 4 千円で、5 千円分利用可能な商品券です。1 冊に 5 百円券が 10 枚つづりになっています。

Q. 何冊まで買えるの？

A. 上記①に該当する方は 1 人につき 5 冊まで、上記②に該当する方は対象のお子さん 1 人につき 5 冊までです。

Q. いつからいつまで使えるの？

A. 10 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までです。

Q. どうやったら買えるの？

A. 事前に送られてくる購入引換券と身分証明ができるもの（運転免許証や健康保険証など）を持参し、下記販売所でお買い求めください。販売開始は 10 月 1 日です。

【販売場所】まちの駅「栗夢プラザ」

Q. どの店でどんなものが買えるの？

A. 取扱店として登録された町内の店舗で、商品の購入、飲食、サービスに幅広く使用できます。購入引換券の発送時に取扱店一覧を同封します。

※税金や、たばこ、金券などの規制商品の購入には使えませんので、ご注意ください。

利用までの流れ

左記①に該当する方
↓
７月中旬
申請書が届く
↓
申請書を提出
（町で審査）
↓
９月下旬に購入引換券が届く
↓
販売所で商品券購入
（10 月 1 日～令和 2 年 2 月 29 日）
↓
取扱店で利用する
（10 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日）

左記②に該当する方
↓
↓
↓
↓

※不明な点がありましたらお問い合わせください。

【問い合わせ】
町経営企画課地域政策グループ　☎ 73-7502

「くりやまいきいき応援プレミアム商品券」の取扱店を募集しています

現在、くりやまいきいき応援プレミアム商品券の取扱店舗を募集しています。取扱店舗として登録を希望される場合は、次の「取扱店の参加資格、対象業種」を参照のうえ、期限までにお申し込みください。

【取扱店の参加資格】
①町内に店舗・事業所を有すること
②くりやまいきいき応援プレミアム商品券取扱店募集要項を遵守できること
※詳しくは「取扱店募集要項 5. 取扱店の参加資格」を参照してください。

【商品券の対象となる業種】
小売業、飲食業、サービス業など
※一部取り扱いをしない業種・商品などがあります。詳しくは「取扱店募集要項 4. 商品券の対象とならないもの」を参照してください。

詳しくは、町ホームページの
「取扱店募集要項」をご参照ください。
http://town.kuriyama.hokkaido.jp/docs/2019060600011/

登録および換金に伴う手数料負担　なし

【申込方法】
くりやまいきいき応援プレミアム商品券取扱店登録申請書 に必要事項を記載し、下記申込先に提出（郵送、FAX 可）
※「登録申請書」は町ホームページ特設サイトからダウンロードできます。
※町内に複数の店舗を有している場合は、個別の店舗ごとに申請してください。

【申込期限】

第 1 次締切	第 2 次締切	最終締切
7 月 10 日（水）	8 月 30 日（金）	11 月 29 日（金）

※第 1 次締切までに申し込みされた事業所などは、商品券購入引換券申請案内通知に同封する取扱店舗一覧チラシに掲載します。
※第 2 次締切までに申し込みされた事業所などは、商品券本体に同封する取扱店舗一覧チラシに掲載します。
※第 2 次締切以降に申し込みされた事業所などは、町ホームページ特設サイトでの掲載となります。

【申込先・問い合わせ】
町ブランド推進課 まちなか賑わい推進室
中央 3 丁目 6 番地（くりやまクリエイターズマーケット内）
☎ 76-7787　FAX76-7782
E メール machinakanigiwai@town.kuriyama.hokkaido.jp

空き地空き店舗活用支援します！
補助制度のお知らせ

商店街に点在する空き店舗などを有効活用し、賑わいのある商店街づくりを推進するため、指定する区域内で新たに出店する方に対し、開業に係る初期投資経費を助成しています。

◆助成対象者
指定区域内の空き店舗などを活用し、新たに出店する個人および法人

◆助成対象となる区域（指定区域）
栗山地区（駅前・新町・旭町・栄町通り）、角田地区および継立地区の一部区域

◆対象となる空き店舗など
空き店舗：過去に営業等（商店、事務所、倉庫など）の事業に使用されていた店舗など
空き地：利用されていない状態の土地

◆助成対象となる業種
日本標準産業分類に掲げる小売業、飲食業、生活関連サービス業など

◆助成対象経費
①店舗取得、店舗新築・改修、駐車場整備、備品購入に要する経費
②空き地取得に要する経費
③店舗等解体に要する経費

◆助成金額
助成対象経費の１／２以内の額（右記①：上限１５０万円）＋（右記②：上限50万円）＋（右記③：上限20万円）
※申請は空き地・空き店舗などでの営業を開始する日までに行っていただく必要があります。また、助成金は営業を開始した日から1年を経過した時点での交付となります。
※その他、助成に対し、諸要件がありますので、詳しくは左記担当課までお問い合わせください。

【問い合わせ】
町ブランド推進課
まちなか賑わい推進室
☎㊻７７８７